

奈良県告示第三百六十号

次の奈良県指定有形文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第二十七条第一項の規定により、令和四年九月二十日付け文部科学省告示第二百一十号で重要文化財に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第五条第三項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

令和五年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

建造物の部

名称	員数	所有者・住所	所在地	県指定告示年月日
十二社神社本殿	一棟	宗教法人十二社神社 大和高田市大字藤森二九九番地	大和高田市大字藤森二九九番地	令和二年三月六日
吉野神宮 本殿 祝詞舎 楽舎 裏門及び透塀 神庫 拝殿 廻廊 内玉垣 神門 神符授与所 宿衛舎 撰社御影神社	二三棟 五基	宗教法人吉野神宮 吉野郡吉野町大字吉野山三二二六番	吉野郡吉野町大字吉野山二番一、三二二一番及び三二四〇番並びに大字左曾七二六番一	令和三年三月十二日

